

三重県警察学校の運営に関する訓令

平成17年12月27日

三重県警察本部訓令第25号

改正 平成21年3月19日三重県警察 令和元年6月25日三重県警察
本部訓令第3号 本部訓令第10号
令和3年3月29日三重県警察 令和7年2月26日三重県警察
本部訓令第6号 本部訓令第2号
令和7年3月19日三重県警察
本部訓令第15号

三重県警察学校の運営に関する訓令を次のように定める。

三重県警察学校の運営に関する訓令

三重県警察学校の運営に関する訓令（昭和56年三重県警察本部訓令第15号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、三重県警察教養規則（平成17年三重県公安委員会規則第10号）に基づき、三重県警察の教養に関する訓令（平成17年三重県警察本部訓令第19号）に定めるもののほか、学校教養を効果的に推進するため、警察学校（以下「学校」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実践的な教養の推進）

第2条 警察学校長（以下「校長」という。）は、実践的な教養の推進に資するため、学校で行う課程の教授内容に関して必要な調査及び研究を行い、効果的かつ効率的な教育訓練の実施に努めなければならない。

2 教官は、常に教授方法の工夫、改善に努め、各種教材の活用、模擬現場における実習、事例研究、書類作成等により、授業の内容と進度に応じて具体的に理解しやすくするとともに、学習の動機付けに配意し、実践的な教養の推進に努めなければならない。

（入校学生）

第3条 入校学生（以下「学生」という。）は、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号。以下「細則」という。）第5条第1項各号及び第14条第1項に規定する課程の教養対象者の中から選考の上、警察本部長（以下「本部長」とい

う。)から命ぜられた者とする。

(入寮)

第4条 初任科、初任補修科及び一般職員初任科の学生は、学生寮に入寮するものとする。ただし、校長が、特にやむを得ない事情があると認めた場合は、通学とすることができる。

2 初任科、初任補修科及び一般職員初任科を除く課程（以下「その他の課程」という。）の学生は、必要に応じて学生寮に入寮することができる。

(規律の遵守)

第5条 すべて学生は、校長が別に定める諸規程を遵守するとともに、校長、副校長及び教官の指示命令に従わなければならない。

(休学等)

第6条 学生は、病気、負傷その他の理由により授業を受けることができないときは、校長の許可を受けて、授業を見学し、欠講し、又は休学することができる。

2 休学は、通じて修学期間の4分の1を超えることができない。ただし、公務災害等に起因するもので校長が特に認めたときは、更にその期間を延長することができる。

3 校長は、学生が前項の休学期間を超えて、なお復学することができないときは、当該学生を退校させることができる。

4 校長は、休学の許可若しくは期間の延長をしようとするとき又は前項の退校をさせようとするときは、当該学生（初任科及び一般職員初任科を除く。）の所属長（警察本部の課、隊、科学捜査研究所及び運転免許センター並びに警察署の長をいう。以下同じ。）の意見を徴し、かつ、退校に関しては本部長に報告し承認を受けなければならない。

(退校)

第7条 学生は、自己の意思により退校しようとする場合は、あらかじめ理由を添えて校長に申し出なければならない。

2 校長は、前項の申出を受け退校させようとするときは、前条第4項の規定を準用する。

(学級編成及び担任教官)

第8条 校長は、学生の人数に応じ、課程別に学級を編成するものとする。

- 2 学級には、担任教官を置くものとし、校長がこれを任命する。この場合において、校長が必要と認めたときは、担任教官のほかに副担任教官を置くことができる。

(教授科目)

第9条 教官の担当する教授科目は、校長が指定する。

- 2 教官は、担当する教授科目について、学習指導計画を作成し、校長の承認を受けなければならない。

(授業計画)

第10条 校長は、初任科、初任補修科及び一般職員初任科について、別に定める教授細目に基づいて、課程別に月単位の授業実施計画を策定するものとする。

- 2 校長は、前項の授業実施計画に基づき、週ごとの授業時間割を定めて授業を推進するものとする。
- 3 その他の課程を担当する所属長は、当該課程の授業実施計画及び授業時間割を策定するものとし、これに当たっては、校長と協議するものとする。

(試験及び勤務評価)

第11条 校長は、初任科、初任補修科及び一般職員初任科について、教育効果を測定し、修学成績を評価するため、試験及び勤務評価を行うものとする。

- 2 試験は、定期試験、随時試験、補充試験及び追試験の4種とし、校長が教科目の中から指定したものについて行う。
- 3 勤務評価は、素行、勉学の態度、規律の遵守状況、サービスの状況等について行う。
- 4 校長は、その他の課程について、試験及び勤務評価を実施することができる。この場合において、当該課程を担当する所属長の意見を聴くものとする。

(定期試験及び勤務評価)

第12条 定期試験の時期及び実施回数は、次の各号に定めるところによる。

(1) 初任科

ア 長期課程3回

第1回 入校後おおむね3か月を経過したとき

第2回 入校後おおむね6か月を経過したとき

第3回 卒業前おおむね1か月以内

イ 短期課程2回

第1回 入校後おおむね3か月を経過したとき

第2回 卒業前おおむね1か月以内

(2) 初任補修科1回

長期及び短期課程 卒業前おおむね1か月以内

(3) 一般職員初任科1回

卒業の前

(4) その他の課程1回

修了の直前

2 勤務評価の時期及び実施回数は、各課程ごと、卒業又は修了直前の定期試験に併せて、それぞれ1回実施する。

(随時試験)

第13条 随時試験は、校長が特に必要と認めた場合、科目を指定して実施する。

(補充試験)

第14条 補充試験は、病気、負傷その他やむを得ない理由により、前2条に規定する試験の全部又は一部を受けることができなかった学生に対し、当該科目について期日を定めて実施する。

(追試験)

第15条 追試験は、前3条に規定する試験の成績が、次条の合格基準に達しなかった学生に対し、当該科目について実施する。

(合格基準)

第16条 試験は、各科目とも100点をもって満点とし、科目ごとの得点が40パーセント以上で、かつ、全科目の平均得点が60パーセント以上をもって合格とする。

2 追試験の成績とその対象となった試験の成績との平均点が前項の合格基準に達したときは、これを合格とする。

(卒業成績及び卒業認定)

第17条 学生の卒業成績は、定期試験及び校長の指定する随時試験の成績並びに勤務評価を総合し、判定するものとする。

- 2 校長は、前項の卒業成績が、第16条の合格基準に達した学生について、卒業を認定するものとする。
- 3 校長は、卒業の際、初任科、初任補修科及び一般職員初任科の学生に対し、卒業証書（様式第1）を授与するものとする。
- 4 校長は、修了の際、その他の課程を修了した学生に対し、修了証書（様式第2）を授与することができる。

（修得状況の連絡）

第18条 校長は、学生が各課程を修了したときは、その期間中における修得状況等について、当該教養を修了した学生の所属長に連絡するものとする。

（表彰）

第19条 卒業の際、次の各号に定めるところにより初任科及び初任補修科の学生を表彰する。

(1) 警察本部長賞

卒業成績において、第16条に規定する科目ごとの得点が70パーセント以上、全科目の平均得点を85パーセント換算したものと勤務評価点を15パーセント換算した得点の合計が90パーセント以上で、かつ、最上位の成績の学生に対し、三重県警察の表彰に関する訓令（平成4年三重県警察本部訓令第18号）第7条に定める賞誉を本部長が授与する。

(2) 警察学校長賞

卒業成績において、第16条に規定する全科目の平均得点を85パーセント換算したものと勤務評価点を15パーセント換算した得点の合計が85パーセント以上で、かつ、上位10パーセント以内の学生に対し、様式第3により校長が授与する。ただし、前号に定める警察本部長賞を授与する学生を除く。

(3) その他の表彰

校長は、前2号に定める学生のほか、表彰の必要があると認める成績優良の学生又は教育上必要と認める学生を表彰することができる。

- 2 前項の規定は一般職員初任科の学生について準用することができる。

（処分）

第20条 校長は細則第21条第2項に規定する処分をしようとするときは教官会議に諮り、その意見を徴した上、次の各号に定めるところによりこれを行うもの

とする。

(1) 退校処分

当該学生の所属長の意見を徴し、かつ、本部長に報告し、承認を受けた後、退校させる。

(2) 謹慎処分

その程度に応じ、1か月の範囲内で当該学生に対する授業を停止し、学校内又は自宅において謹慎させる。

(3) 訓戒処分

非違を諭し、その将来を戒める。

2 校長は、前項第1号及び第2号の処分をしたときは、その理由を添えて速やかに本部長に報告するとともに、当該処分に係る学生（初任科及び一般職員初任科を除く。）の所属長に通知するものとする。

3 校長は、前2項の経過を処分台帳（様式第4）に記録し、当該処分の状況を明らかにしておかなくてはならない。

（雑則）

第21条 この訓令に定めるもののほか、学校教養の実施に必要な事項は、別に定める。

2 校長は、この訓令の実施に関し、必要な細目的事項を定めることができる。

附 則

この訓令は、平成17年12月27日から施行する。

附 則（平成21年3月19日三重県警察本部訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月25日三重県警察本部訓令第10号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

3 この訓令の施行の日前に改正前の訓令に規定する様式により作成している用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年3月29日三重県警察本部訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 26 日 三重県警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、令和 7 年 2 月 26 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 19 日 三重県警察本部訓令第 15 号）

この訓令は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

様式第 1

第	号
卒	業
証	書
〇〇	氏 名
本校	〔初 任 科〕 〔初 任 補 修 科〕の 〔一般職員初任科〕
課程を卒業したことを証する	
年	月 日
三重県警察学校長	
階級	氏 名 印

備考

- 1 〇〇には、三重県警察職員の呼称に関する訓令（平成19年三重県警察本部訓令第9号）に規定する呼称又は「警察庁事務官」若しくは「警察庁技官」を記入する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 2

修	了	証	書
〇〇	氏	名	
本校（課程名）の課程を			
修了したことを証する			
年	月	日	
三重県警察学校長			
階級	氏	名	印

備考

- 1 〇〇には、三重県警察職員の呼称に関する訓令（平成19年三重県警察本部訓令第9号）に規定する呼称又は「警察庁事務官」若しくは「警察庁技官」を記入する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 3

賞	〇〇	氏	名
本校	初任科	初任科	の
一般職員初任科	補修科		
課程を修めその成績が優良であ			
ったからこれを賞する			
年	月	日	
三重県警察学校長			
階級	氏	名	印

備考

- 〇〇には、三重県警察職員の呼称に関する訓令（平成19年三重県警察本部訓令第9号）に規定する呼称又は「警察庁事務官」若しくは「警察庁技官」を記入する。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番とする。

様式第 4

番 号	処 分 台 帳						
課 程 別		階 級		氏 名		所 属 係	
処 分 別		決 定	年 月 日		執 行	年 月 日 () 時 分	
事 案 の 概 要							
措 置				備 考			